

2011年12月15日

みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザリー部

—商務部・國家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第204号)

商務部・國家外貨管理局、 外商投資性公司の再投資に係る規定を公布 ～配当収入による再投資の手続を簡素化へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部、國家外貨管理局は2011年12月8日付で、『外商投資性公司に関する管理措置をさらに改善することについての通達』(商資函[2011]1078号、以下、『1078号通達』という)を公布しました。『1078号通達』は外商投資性公司に係る審査・承認手続について明確化を図ったもの。外商投資性公司が中国国内借入金を利用して国内投資を行うことを明確に禁止したほか、外商投資性公司による配当利益などの人民元建て所得を利用した再投資業務に関し、①配当利益などの人民元建て所得について所在地の外貨管理局で認可を受けた後に直接、国内投資に使用、②人民元建て所得を投資性公司の登録資本に出資(または増資)した後に国内投資を実施、という2つのスキームを提示しています。

従来、外商投資性公司の再投資については、國家外貨管理局が今年3月に公布した『外商投資性公司の再投資に関連する出資払込検査の照会に係る問題のオペレーションガイドライン公布についての通達』(匯資函[2011]7号、以下、『7号通達』という)において、外商投資性公司が人民元建て所得を使用して再投資を行う場合には、当該所得を資本へ組み入れた後、つまり投資性公司の増資手続を行った後に再投資を実施するように義務付けられていました¹。『7号通達』のこの措置は、外商投資性公司の再投資に増資に係る許認可手続が必要になり、また新たな税コストが発生するなど、外商投資性公司の運営に大きな影響を及ぼす規制が盛り込まれていました。

この度公布された『1078号通達』では、上述のように外商投資性公司の再投資について2つのスキームを提示し、外商投資性公司の増資を経ることなく、配当利益などの人民元建て所得を直接、国内投資に利用できると規定し、投資性公司の再投資スキームにつき、大幅な簡素化を図っています。

『1078号通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

¹ 『7号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第184号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.184.pdf

□ 外商投資性公司の国内借入金による国内再投資を禁止へ

『1078号通達』第2条では、「外商投資性公司の国内借入金は、国内再投資に使用してはならない」と規定。

外商投資性公司による再投資に、国内借入金を使用してはならない旨、明確化を図っています。

□ 外商投資性公司の再投資に2つのスキームを提示

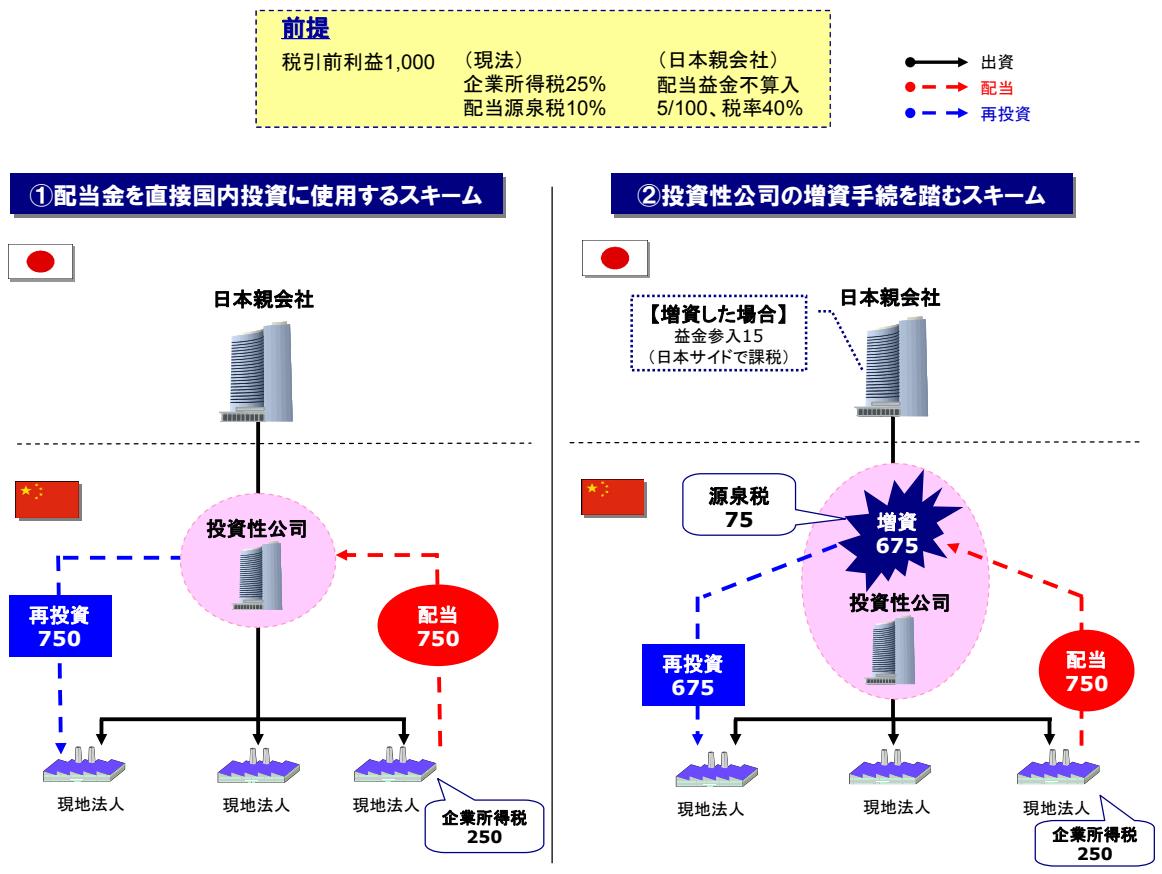
『1078号通達』第3条では、外商投資性公司が中国国内で取得した配当利益や清算、持分譲渡などによる人民元建ての合法的所得を利用して中国国内で再投資を実施する場合に關し、①人民元建て所得について所在地の外貨管理局で認可を受けた後に直接、国内投資に使用、②人民元建て所得を投資性公司の登録資本に出資(または増資)した後に国内投資を実施、という2つのスキームを提示しています。

『1078号通達』

3. 外商投資性公司は、それが中国国内で取得した人民元利益、先行投資回収、清算、持分譲渡、減資による人民元建て合法的所得につき、所在地の外貨管理局による認可を受けた後、直接、国内投資に使用することができる。外国投資家は上述の合法的所得を投資性公司の登録資本に出資(または増資)した後に国内投資を実施することもできる。

この措置により、投資性公司が投資先子会社からの配当金などを使用して再投資を行う場合に、上記①のスキームに基づけば、『7号通達』の規制により義務付けられていた投資性公司の増資手続を踏む必要性がなく、配当利益を直接、国内投資に使用することが可能となるため、税コストの軽減や手続の簡素化が期待されます。

【図表1】『1078号通達』施行に伴う投資性公司による再投資の2つのスキーム例(イメージ図)



例えば図表1のように、日本親会社が中国に設立した外商投資性公司が、その投資先子会社からの配当金を利用して再投資を実施する場合、上記①のスキームに基づけば、税コストは投資先子会社の所得に対する企業所得税(基本税率:25%)が課せられるのみとなります。

一方、上記②のスキームに基づき再投資を実施した場合、投資性公司の増資手続を経るため、配当金に係る源泉税(税率:10%)を納付した後に再投資を実施しなければならず、さらにこのケースのように日本親会社が直接、中国に投資性公司を設立している場合には、投資性公司の増資に伴い、日本国内において中国子会社の配当に係る益金参入の影響を受けるなど²、税コストが増加し、再投資に利用可能な資金も減少しています。

今年3月に公布された『7号通達』では、外商投資性公司の再投資に関して、上記②のスキームのような投資性公司の増資手続を経るよう義務付けていたため、外商投資性公司にとっては、再投資の実務上、関係当局における手続の煩雑さや税負担などが大きな障害となっていました。

この度『1078号通達』において、外商投資性公司の再投資に対して2つのスキームが認められ、配当収入などの人民元建て所得が直接、国内投資に使用できるようになったため、外商投資性公司の再投資スキームの構築がより容易になり、時間的・経済的コストの削減にもつながっています。

□ 外貨管理部門への提出書類

『1078号通達』では、外商投資性公司が国内投資に係る認可手続を申請する場合、所在地の外貨管理部門³に対して以下の資料を提出するように要求しています。

【図表2】外商投資性公司による国内投資の認可手続に必要な書類

- 申請書。
- 外商投資企業外貨登記ICカード。
- 外商投資性公司の国内投資に関する商務主管部門の承認文書。
- 人民元の資金出所に係る証明資料(外商投資企業の外国投資家が取得した利益、先行投資回収、清算、持分譲渡、減資による所得で国内再投資(増資)業務を実施する際に提出する文書を参照)
- 直近一期の出資払込検査報告書および財務監査報告書(相応する外貨収支状況表の審査報告書を添付すること)。

【参考】

外商投資企業の外国投資家が取得した利益で国内再投資(増資)を実施する場合、上記のほか、以下の書類が必要。

- ✓ 利益拠出企業の董事会による利益分配決議および外国投資家が取得する利益を利用して再投資を行うことに係る確認書。
- ✓ 再投資(増資)の利益と関連する企業所得税の税金完納または免税証明文書。
- ✓ 前述の資料につき提出すべき補充説明資料

など

(『1078号通達』および『資本項目外貨管理業務オペレーション指南』(中国商務出版社)に基づき、中国アドバイザリーパート作成)

² 2009年度の税制改革によって、2009年4月1日以降の事業年度につき、日本企業が一定の要件を満たす外国子会社から受け取る剰余金の配当に関しては、外国子会社配当益金不算入制度が適用される。配当益金不算入制度では、配当の95%は益金不算入のため課税されないものの、配当の5%は益金として課税対象となる(『法人税法』第23条の2①、『法人税法施行令』第22条の4②など参照)。また当該配当に係る源泉税は損金に算入されない(『法人税法』第39条の2など参照)。

³ 『1078号通達』第3条における「所在地の外貨管理部門」は、『外商直接投資外貨業務オペレーション規程』(匯總發[2008]137号)では「利益拠出企業所在地の外貨管理局」を指すとされています。また弊行の国家外貨管理局上海市分局でのヒアリングにおいても、同様的回答を得ました。しかし当該条項の内容については不明確な点が残されているため、実際に外商投資性公司の再投資を実施する場合には、関係当局の意向をさらに確認した上、慎重に実務を進める必要があります。

□ 投資性公司の再投資に係る人民元資金の振替入金手続

上述の資料を外貨管理局に提出し、審査を受けて認可書を受領した後、『1078号通達』では、外商投資性公司は相応する人民元資金について、①直接、投資先企業に振替入金する、②または先に外商投資性公司に振り替えた後に投資先企業に再度、振替入金することもできる、と規定しています(振替入金スキーム例は図表3参照)。

ただし、今年10月に中国人民銀行が公布した『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第23号、以下、『23号公告』という)において、外商投資性公司が中国国内で人民元を使用して投資業務を実施する場合、その投資先企業に対して、人民元建て資本金専用預金口座の開設をするように要求しているため、留意が必要です⁴。

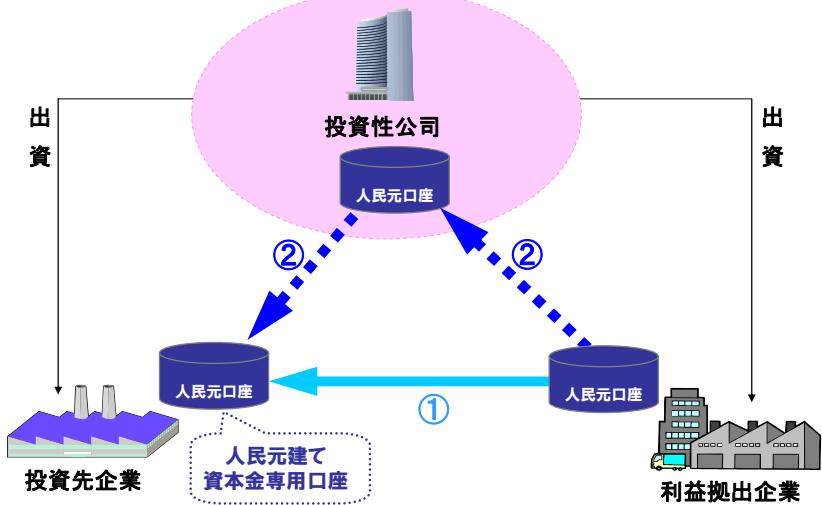
『23号公告』

第15条 外資投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業、外商持分投資企業および投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業が、国内で法に基づき人民元を使用して投資業務を実施する場合、その投資先企業は『人民元銀行決済口座管理弁法』等の銀行決済口座に係る管理規定に基づき、人民元建て資本金専用預金口座の開設を申請し、人民元建ての登録資本金または出資資金の預入に専門的に使用し、かつ関連する資金決済業務を行わなければならず、当該口座は現金での受取・支払業務を取り扱ってはならない。

外商投資性公司の配当利益を利用した再投資については、今年に入り、『7号通達』が施行されたことに伴う税コストの増加などが、投資性公司の運営や事業拡大にとって大きな懸念材料となっていました。この度、『1078号通達』が公布され、2つの再投資スキームが示されたことにより、再投資手続の簡素化が図られたことは、外商投資性公司にとって朗報と言えるのではないでしょうか。ただし『1078号通達』の規定には一部、不明な点が残されているため、関連手続については、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、隨時ご案内させていただきます。

『1078号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および18ページにございます中国語原文をご参照ください。

【図表3】投資性公司の再投資に係る人民元資金の振替入金スキーム(イメージ図)



⁴ 『23号公告』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第192号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.192.pdf

商務部 国家外貨管理局

商資函[2011]1078号

『外商投資性公司に関する管理措置をさらに改善することについての通達』

各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団およびハルピン・長春・瀋陽・濟南・南京・杭州・広州・武漢・成都・西安商務主管部門、各國家級經濟技術開発区・辺境經濟合作区、國家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

外商投資性公司に係る審査・承認および外貨管理を規範化し、外商投資性公司のさらなる発展を推進するため、ここに関連する事項について以下のように通知する：

1. 各級の商務主管部門は外商投資性公司の審査・承認統計情報に対する審査管理を強化しなければならない。
設立を承認した外商投資性公司に対して、『外商投資企業基礎情報表』上に「投資性公司」と注記し、かつ商務部外商投資企業審査・承認管理システムに入力しなければならない。その他の各類型の企業に対しては「投資性公司」または「投資持分支配」等の類似した名称を注記してはならない。上述の内容は外商投資企業の合同年度検査に係る重点検査事項とする。
2. 外商投資性公司の国内借入金は、国内再投資に使用してはならない。
3. 外商投資性公司は、それが中国国内で取得した人民元利益、先行投資回収、清算、持分譲渡、減資による人民元建て合法的所得につき、所在地の外貨管理局による認可を受けた後、直接、国内投資に使用することができる。外国投資家は上述の合法的所得を投資性公司の登録資本に出資(または増資)した後に国内投資を実施することもできる。外商投資性公司が国内投資に係る認可手続を申請する場合、外貨管理部門に対して以下の資料を提出しなければならない。
 - (1) 申請書。
 - (2) 外商投資企業外貨登記ICカード。
 - (3) 外商投資性公司の国内投資に関する商務主管部門の承認文書。
 - (4) 人民元の資金出所に係る証明資料、これは外商投資企業の外国投資家が取得した利益、先行投資回収、清算、持分譲渡、減資による所得で国内再投資(増資)業務を実施する際に提出する文書を参照すること。

(5) 直近一期の出資払込検査報告書および財務監査報告書(相応する外貨収支状況表の審査報告書を添付すること)。

上述の資料につき、所在地の外貨管理局が誤りのないことを審査し、かつ認可書を発行した後、外商投資性公司は相応する人民元資金を直接、投資先企業に振替入金する、または先に外商投資性公司に振り替えた後に投資先企業に再度、振替入金することもできる。

投資先企業所在地の外貨管理局は、会計士事務所の業務連絡書および出資払込検査の照会確認申請(流入類)、『外国投資家出資状況照会確認書』、外商投資性公司所在地の外貨管理局が発行する上述の国内投資に係る認可書のコピー等の資料に基づき、投資先企業のために相応する出資払込検査の照会確認登記手続を行い、併せて認可書原本上に出資払込検査済の金額および期日を注記しなければならない。

各級の商務、外貨主管部門は執行中に問題があった場合、遅滞なく商務部(外資司)、外貨管理局(資本項目司)に連絡し、関連する状況について通告しなければならない。

商務部

国家外貨管理局

2011年12月8日

【解説・日本語仮訳：みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリーパーク 佐藤直昭】

商务部 国家外汇管理局
商资函[2011]1078号
《关于进一步完善外商投资性公司有关管理措施的通知》

各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团以及哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，各国家级经济技术开发区、边境经济合作区；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为规范外商投资性公司的审批和外汇管理，推动外商投资性公司进一步发展，现就有关事项通知如下：

- 一. 各级商务主管部门应加强对外商投资性公司审批统计信息的审核管理。对批准设立的外商投资性公司，需在《外商投资企业基础信息表》中标注“投资性公司”，并录入商务部外商投资企业审批管理系统。对其他各类型企业均不得标注“投资性公司”或“投资控股”等类似名称。上述内容将作为外商投资企业联合年检的重点检查事项。
- 二. 外商投资性公司的境内贷款不得用于境内再投资。
- 三. 外商投资性公司可将其在中国境内获得的人民币利润、先行回收投资、清算、股权转让、减资的人民币合法所得，经所在地外汇局核准后，直接用于境内投资；外国投资者也可将其上述合法所得向投资性公司注册资本出资（或增资）后开展境内投资。外商投资性公司申请办理境内投资核准手续，应向外汇管理部门提供以下材料：
 - (一) 书面申请；
 - (二) 外商投资企业外汇登记 IC 卡；
 - (三) 商务主管部门关于外商投资性公司境内投资的批准文件；
 - (四) 人民币资金来源证明材料，应参照外商投资企业外国投资者办理所得利润、先行回收投资、清算、股权转让、减资所得在境内再投资（增资）业务提交的文件；
 - (五) 最近一期验资报告和财务审计报告（附相应的外汇收支情况表审核报告）。

上述材料经所在地外汇局审核无误并出具核准件后，外商投资性公司可将相应人民币资金直接划转至所投资企业，或先划转至外商投资性公司再转汇至所投资企业。

所投资企业所在地外汇局凭会计师事务所工作联系函及验资询证申请（流入类）、《外国投资者出资情况询证函》、外商投资性公司所在地外汇局出具的上述境内投资核准件复印件等材料，为所投资企业办理相应的验资询证登记手续，并应在核准件原件上标注已验资的金额和日期。

各级商务、外汇主管部门在执行中如发现问题，请及时与商务部（外资司）、外汇管理局（资本项目司）联系，通报有关情况。

商务部

国家外汇管理局

二〇一一年十二月八日

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。